

## ホームページ構築及び運用保守管理業務実施要綱

### 第1条 (趣旨)

公益財団法人わかやま産業振興財団(以下、「財団」という。)は県内の中小企業・小規模事業者の振興のため、各種支援事業を実施している。財団は支援事業、特に新たに実施する事業の紹介や事業の実施スケジュール等を速やかに利用者や関係者に分かりやすく情報提供するとともに、時代にそった方法で利用者が情報を得られ、その利活用を促進できるよう、新たなホームページ構築及び運用保守管理業務(以下「業務」という。)を行う。その実施にあたっては、この要綱の定めるところによるものとする。

### 第2条 (業務の実施)

- 1 理事長は業務の実施に係る要件を定め、外部委託により行う。
- 2 外部委託先を選定するため、外部委託事業者(以下「委託事業者」とする。)を公募する。
- 3 委託事業者は、公募型プロポーザルにより決定するものとする。

### 第3条 (プロポーザル参加資格)

プロポーザルの参加にあたり、必要とする資格は別記1「公募型プロポーザル参加特記事項」に基づき、理事長により認定される。

### 第4条 (事前説明会)

理事長は、プロポーザルを実施するにあたり、事前説明会を開催し、委託事業者に対して、必要事項の説明を行うものとする。

### 第5条 (プロポーザルの実施)

- 1 プロポーザルは財団が設置する審査委員会において、委託事業者によるプレゼンテーション及び書面(企画書、見積書)により審査を行うものとする。
- 2 前項の審査員は次の5名とする。
  - (1) 財団事務局長(委員長)
  - (2) 県企業振興課長
  - (3) 外部有識者
  - (4) 委員長が必要と認める者
- 3 審査は「ホームページ構築及び運用保守管理業務に係る委託事業者選定委員会設置・運営要項」(以下「要項」という。)を定め、当該要項に基づき行う。

### 第6条 (プロポーザルの延期又は取り止め等)

- (1) 財団は天災地変その他やむを得ない事由により、公募型プロポーザルを実施できないと認められる場合は延期、又は中止することとする。
- (2) 財団は参加者が談合し、又は不穏当な挙動をする等の場合でプロポーザルを公正に執行するこ

とができない状態にあると認めるときは、プロポーザルを延期し、又は中止することがある。なおこの場合、公募型プロポーザルに要した費用を財団に請求することができない。

#### 第7条 (その他)

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

#### 附則

この要綱は令和元年7月9日から施行する。

## 別記 1

### 公募型プロポーザル参加特記事項

#### 第 1 項 (基本的事項)

公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）が発注する「ホームページ構築及び運用保守管理業務（以下「業務」という。）」に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者に必要な資格を定め、プロポーザル参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 項 (対象とする契約の種類)

プロポーザル参加資格を定めて資格審査の対象とする契約の種類は、ホームページ構築、運用保守及び監視等、情報システムの障害対応等、サービス提供に係る情報機器のリース、レンタル及び機器の廃棄等に係る役務の委託契約とする。

#### 第 3 項 (参加資格審査の申請)

- 1 プロポーザルへの参加資格審査を申請することができる者（以下「プロポーザル参加資格者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
  - (4) 県税について未納のない者。
  - (5) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。
  - (6) 和歌山県内に本支店を有し、県税に係る徴収金を完納していること。
  - (7) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検もしくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
  - (8) 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者。
  - (9) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、もしくは偽計を用いる等して、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者。
  - (10) (8) 又は (9) に該当する者となった日から 1 年を経過しない者。
  - (11) 申請日現在において、第 2 項に記載の業務内容に関連した 1 年以上の営業経験を有し、かつ法人にあっては、原則としてプロポーザルに参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
  - (12) 第 2 項に記載の業務内容において、直近 5 箇年において同種同規模以上の契約実績があること。

2 業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下、「コンソーシアム」という。）によりプロポーザルに参加する場合には、その各構成員の全てが第3項1の（1）から（10）まで全ての要件を満たし、かつコンソーシアムとして、（11）及び（12）の要件を満たすこと。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの参加しか認めない。また、コンソーシアムの場合においても、各構成員は、2つ以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

#### 第4項（参加資格審査に係る申請書類等）

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、理事長が別に定める申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を、理事長が別に定めるところにより提出しなければならない。

- （1）参加資格確認申請書類（様式1）
- （2）営業概要及び営業実績等調書（様式2）
- （3）法人にあつては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）
- （4）法人にあつては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては、住民票
- （5）印鑑証明書
- （6）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明
- （7）県税について未納がない旨の証明書
- （8）第2項に記載の業務内容に関連した1年以上の営業経験及び直近5年において同種同規模以上の契約実績があることを示す書類
- （9）その他理事長が必要と認める書類

2 コンソーシアムとして申請する場合、その各構成員のすべてが第4項1の（1）から（7）に記載の申請書類等を提出し、かつコンソーシアムとして、（8）の申請書類を提出すること。併せて、コンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写しを提出すること。

協定書には、以下の項目を明記すること。

- ①目的
- ②名称
- ③事務所の所在地
- ④成立の時期及び解散の時期
- ⑤構成員の住所及び名称
- ⑥幹事企業及び代表者
- ⑦代表者の権限
- ⑧取引金融機関
- ⑨運営委員会
- ⑩業務の分担

- ⑪ 構成員の連帯責任
- ⑫ 構成員の個別責任
- ⑬ 権利義務の譲渡の制限
- ⑭ 業務途中における構成員の脱退
- ⑮ 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ⑯ 解散後の瑕疵担保責任
- ⑰ 協定書に定めのない事項
- ⑱ 管轄裁判所

3 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

#### 第5項 (資格審査の申請時期)

申請者は、令和元年7月25日から令和元年7月31日までの期間に申請しなければならない。

#### 第6項 (申請書類に用いる言語等)

申請者が、申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

#### 第7項 (プロポーザル参加資格者の決定等)

- 1 理事長は、申請書類に基づく資格審査の結果、申請者がプロポーザル参加資格を有すると認めたとときは、その者の氏名又は名称、その他必要な事項をプロポーザル参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載するとともに、その旨を文書により当該申請者に通知する。
- 2 理事長は、プロポーザル参加資格がないと認めた者に対しては、その旨を文書により通知する。
- 3 理事長は、申請者が公共機関の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検もしくは起訴され、それについて不起訴もしくは無罪の判決が確定していない者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者である場合には、資格審査を保留し、その旨を文書により通知する。
- 4 前項の通知を受けた者は、その容疑について不起訴又は無罪の判決が確定した場合には、その事実を証する書面を添付してその旨を申し出るものとする。

#### 第8項 (プロポーザル参加資格の有効期間)

前項の資格者名簿に登載され、プロポーザル参加資格を有すると認められる期間は本プロポーザルが終了し、委託事業者が決定するまでとする。

## 第9項 (変更届)

1 プロポーザル参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに理事長が別に定める変更届(様式3)を理事長に提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 個人にあつては、氏名及び商号、屋号等並びに主たる事務所の所在地
- (3) 財団と契約を締結する代理人
- (4) 法人にあつては、資本金
- (5) 法人にあつては法務局に登録している印鑑、個人にあつては在住する市区町村に登録している印鑑
- (6) 法人にあつては、役員、これに準ずる者又は和歌山県内に本支店を有する者がプロポーザルに参加するために選定した代理人
- (7) 使用印鑑
- (8) 財団と取引を行う本店又は支店その他の事業所に関する事項

2 理事長は、前項の変更届を受理した場合は、資格者名簿における当該プロポーザル参加資格者に係る登載内容を必要に応じ変更するものとする。

## 第10項 (プロポーザル参加資格の取消等)

1 理事長は、プロポーザル参加資格者が第3項に掲げる条件を満たさないと認められるとき、その他経済的もしくは社会的信用を著しく欠くに至ったとき、又は資格審査の申請書(前条に規定する変更届を含む。)もしくはその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、その者のプロポーザル参加資格を取り消すことができる。

2 理事長は条項の規定によるプロポーザル参加資格の取消しをしたときは、その者に対して、その旨を文書により通知するものとする。

## 第11項 (プロポーザル参加資格の審査の公示)

理事長は、プロポーザル参加資格、資格審査の申請の時期及び方法、その他必要な事項についてその内容を公示する。